

5. 重点整備地区の選定

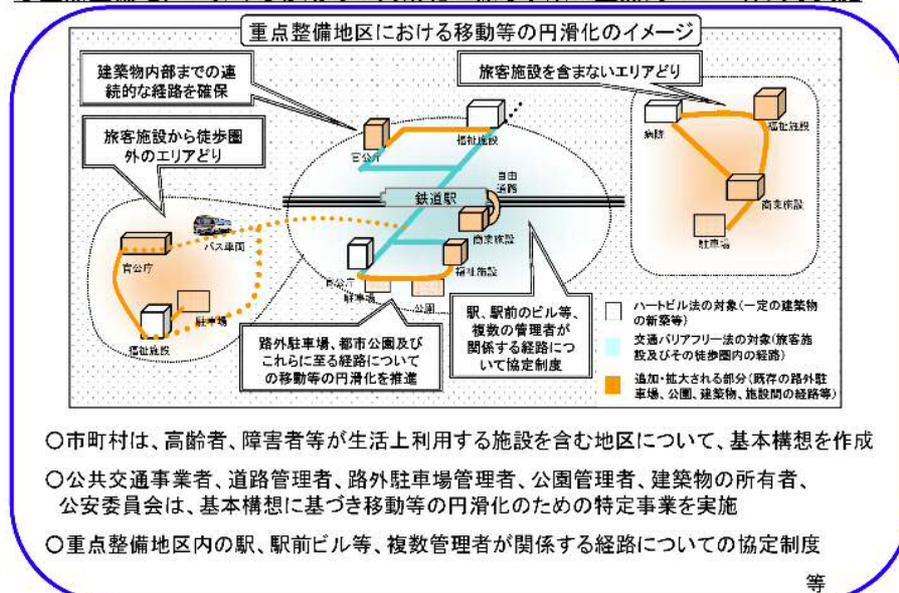
バリアフリー新法では、市町村は重点整備地区に対し、バリアフリー基本構想を策定することができます。よって、山梨市全域のバリアフリー化の基本方針②に準拠し、効果的、効率的、段階的なバリアフリー化を推進することを目的に、必要性、緊急性の高い地区（重点整備地区）の選定を行い、重点整備地区のバリアフリー基本構想を作成します。

5.1 重点整備地区とは

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条では、重点整備地区は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区と定められています。

本市では、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、生活関連施設や生活関連経路等を含め、重点整備地区の区域を設定し、バリアフリー基本構想を作成します。

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



等
出典：国土交通省ホームページ

図 5.1 重点整備地区のイメージ

5.2 重点整備地区の選定

本市では、重点整備地区の選定方法は以下の項目に対し該当する地区とします。

- (1) 利用者の多い生活関連施設が 3 つ以上集積している（必要条件）
- (2) 旅客施設（鉄道駅、バスターミナル等）がある
- (3) 本市における将来の拠点性が高い
- (4) 上位計画に整備等が位置付けられている
- (5) 主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分である
- (6) 市民からのバリアフリー化の要望がある

以上の選定項目を踏まえ、「山梨市駅周辺地区（山梨市駅を中心に半径 1 km 程度）」を重点整備地区に選定します。重点整備地区の詳細な区域は 6.5 章に整理します。